

令和7年4月
いじめ防止等対策委員会

学校いじめ防止基本方針

荒川区立第五中学校

令和7年 4月

目 次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
- 2 いじめ総合対策 ～いじめ問題への対応について～
- 3 4つの段階に応じた具体的な取組
 - I 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～
 - II 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～
 - III 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～
 - IV 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が共に生徒を守る～
- 4 「いじめ防止等対策委員会」を核とした対応

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こりうるという認識の下、学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめがあることが確認された場合には、教職員が組織的に対応し、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、速やかに解決する必要があります。

そこで本校では、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な考え方を次のように定めます。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

- 学校が一丸となって取り組む
- いじめ行為の重大性や緊急性について、生徒の理解を深める

(2) 生徒をいじめから守り、いじめの解決に向けた行動を促す

- いじめられた生徒を組織的に守る
- 周囲の生徒を支える

(3) 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

- 保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりで取り組む

2 いじめ総合対策 ～いじめ問題への対応について～

荒川区立第五中学校いじめ防止基本方針

- 1 軽微ないじめも見逃さない、教職員の鋭敏な感覚を養う
- 2 学校が一丸となって取り組み、組織的対応を図る
- 3 生徒からの声を確実に受け止め、被害の生徒を守る
- 4 いじめから生徒を守るため、相談できる学校づくりに努める
- 5 保護者・地域・関係機関と連携し、すべての関係者が共に取り組む

いじめ防止対策推進法 第二条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等（児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 軽微ないじめも見逃さない、教職員の鋭敏な感覚を養う

行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。全ての教職員は「いじめ」の

定義を正しく理解し、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知する。

2 学校が丸となって取り組み、組織的対応を図る

いじめ問題に適切に対応するため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と生徒の気になる様子や生徒同士のトラブルについて、迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担による対応を行うことが不可欠である。

そこで、特定の教員がいじめ問題を抱え込まず、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、「いじめ防止等対策委員会」を核とし、それぞれの教職員の役割と責任を明確化する。また、教職員はこの委員会への報告・連絡を欠かさずに行い、あらゆるいじめに対して、教員一人が抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

3 生徒からの声を確実に受け止め、被害の生徒を守る

被害生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるようにするため、組織的に守る取組を行う。また、被害生徒の声やサインを早く確実に受け止めるため、担任を中心とした生徒への積極的な働きかけを行うとともに、全生徒のアンケートや1学年では、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

4 いじめから生徒を守るため、相談できる学校づくりに努める

生徒の中には、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「誰かに相談しにくい」などの不安を抱えていることがある。勇気をもって教員等に相談した生徒を守るとともに、周囲の生徒への発信や相談を促すための主体的な取組を支援する。また、道徳や特別活動等の充実を通して、周囲の生徒が「いじめを見て見ぬふりしない」よう、いじめの解決に向けて、自ら考え、行動する機会を設定する。さらに、1学年では、生徒が適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）ができるよう支援していく。

5 保護者・地域・関係機関との連携し、関係者が共に取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要である。保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による生徒の見守りを実施していく。いじめの状況に応じて、教職員、PTA、地域住民、警察や荒川区子ども家庭総合センター等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害生徒を支援したり、加害生徒の反省を促したりする指導を行う。

3 4つの段階に応じた具体的な取り組み

I 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

1 教員の指導力向上と組織的対応

(1) いじめ防止等対策委員会を設置する。

ア 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC、特別支援教育支援員

イ 役割

- ・ いじめ防止基本方針の策定及び変更
- ・ いじめ防止に対する具体的なマニュアルの作成
- ・ いじめ防止のための年間指導計画の作成と実施
- ・ 生徒アンケートの作成、実施、分析
- ・ 学校評議員や保護司等を交えた会議の開催

(2) 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（SC）、特別支援教育支援員を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないように組織的な対応を構築する。

(3) 服務事故防止の校内研修で、いじめ防止等に関する職責の資質向上を図る。

2 互いに認め合う態度を育み、合意形成や自己決定ができるようにする取組

(1) 生徒とより多く接することで、生徒の良さや個性を伸ばす教育に努めていく。また、道徳の時間を中心として、基本的な生活習慣、規範意識、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養う。

(2) 生徒が互いに認め合える集団づくりを進める。規律正しい態度による授業実践や行事に主体的に参加し、活躍できる取り組みを行う。生徒が集団の一員としての自覚や自信を育む。

(3) 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。保護者会、ホームページ等で学校での取組を説明し、保護者や地域の協力を得て、いじめ防止に努める。

II 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

1 生徒の日常生活からいじめの兆候を素早く察知する。

(1) ふれあい月間の取組とともに、学校生活悩みアンケートを実施する。

(2) 学級担任等による定期的な個人面談の実施を通して生徒の状況を把握し、面談結果をいじめ防止等対策委員会に報告する。面談手法や対応についてスクールカウンセラーに協力を要請する。

(3) 年度当初（1学期中）スクールカウンセラーによる1年生の全員面接を行い、迷わず相談できる環境づくりに努める。

(4) 生活指導部だけでなく、全校体制で校内巡回などを行い、複層的視点から生徒の変化を早期に発見し、未然防止に努めるとともに、学校全体で生徒を見守っている姿勢を示す。

2 被害生徒、関係生徒からのいじめ情報の収集

(1) 年2回の「ふれあい月間」の取組と年3回の「学校生活悩みアンケート」によるいじめの実態調査を行う。

(2) 生徒が学校に対して、いじめの相談をしやすい環境づくりに努める。

3 いじめ防止等対策委員会によるいじめの確実な発見

(1) 企画委員会、職員会議、職員朝礼で生徒の状況を報告し、組織的に情報共有する体制を構築する。

- (2) アンケート情報のデータ化とファイリングの共有化を確実に行之、学校全体で情報を共有する。
- (3) 「学校生活悩みアンケート」を用いた状況観察を行之、いじめ防止等対策委員会による集約・分析を行之。

4 保護者・地域との連携

- (1) 学校のいじめ防止の取組について、保護者や地域、関係機関等の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、保護者会、地域自治会の会合等の機会に「学校いじめ防止基本方針」の内容やポイントを説明する。また、学校便りや学校ホームページを活用して内容の周知を行之。
- (2) 個別による保護者相談の機会だけでなく、スクールカウンセラー面談を促すなど、相談しやすい環境づくりに努める。

Ⅲ 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

1 いじめ防止等対策委員会を核とした対応

- (1) いじめ防止等対策委員会を招集し、緊急いじめ対策会議を開催する。
- (2) 緊急いじめ対策会議において対応方針の策定、役割分担、支援計画の作成・実施を行之。
- (3) いじめ防止等対策委員会は、必要に応じて、外部機関との連携を図る。

2 被害生徒・加害生徒・関係生徒への取組

(1) 被害生徒への取組

- ア 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、確認のための正確な記録を作成する。
- イ 被害生徒の安全を確保するため、全教職員でサポートチームを編成し、登下校や学校生活を見守る。
- ウ 心的ストレスを軽減するため、養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、保護者を含めたメンタルヘルスケア等を行行。
- エ 緊急避難としていじめられた生徒が欠席した場合には、学習を支援するためのプログラムを計画・実施する。

(2) 加害生徒への取組

- オ 事実確認を行之、いじめは絶対に許さないという毅然とした指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない組織的・継続的な環境を構築する。
- カ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援と再発防止を行之。
- キ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、保護者に助言する。
- ク スクールカウンセラーと連携し、生徒やその保護者のメンタルヘルスケア等を行行。

(3) 関係生徒への取組

- ケ いじめを伝えた生徒がその後も日常の学校生活を送ることができるように保護者とも連携し、安全確保に努める。

3 区教育委員会・関係機関との連携

- (1) 荒川区教育委員会に事実関係を速やかに報告し、情報を共有する。状況に応じてスクールカウンセラーや指導主事の派遣を要請し、被害の深刻化を防ぐ。

- (2) 加害生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべき事案として考えられるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、児童相談所等の関係機関と連携する。

4 保護者・地域との連携

- (1) 速やかにいじめ防止等対策委員会を開催し、情報提供による保護者との連携・協力関係を構築する。
- (2) P T Aと連携し、必要に応じてP T A役員に協力を依頼する。
- (3) 生徒の安心感を高めるために、登下校時の見守りなどを地域・保護者に依頼する。

5 学校としての取り組み

- (1) いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むために指導改善を図る。
- (2) 学級指導の見直しや授業改善を図りながら、生徒が安心して学校生活を送れるような組織的・継続的な支援を続ける。
- (3) 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめのない学校作りを推進していく。

IV 重大事態へ対処 ～学校、保護者、地域が共に生徒を守る～

＜重大事態とは、次に掲げるものをいう＞

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき
 - ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 例：生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合

1 被害生徒の保護・ケア

- (1) 被害生徒の自殺などの最悪のケースを回避するために、複数教員で見守り、保護者と情報を共有する。帰宅後も、保護者と様子を確認するなど被害生徒とその家庭を支援する。
- (2) スクールカウンセラーと教員の情報共有を徹底し、生徒や保護者のメンタルケアを行う。
- (3) いじめが原因で不登校になっている生徒の状況に応じて、適応指導教室や別室登校など、緊急避難処置を実施する。

2 加害生徒への働きかけ

- (1) 被害生徒が安心して学校で学習できるように、状況によっては加害生徒を別室で学習させる。
- (2) 被害生徒を守り、周囲の生徒への被害拡大防止のために警察に相談、通報する。
- (3) 指導による改善が図られない場合は、校長による訓告を実施する。
- (4) 加害生徒がいじめに至った原因や背景を確認し、本人や保護者のメンタルケアを行う。

3 区教育委員会・関係機関との連携

- (1) 荒川区教育委員会に速やかに報告し、派遣された指導主事と共に対応する。場合に応じて、東京都教育委員会に臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の派遣を要請する。
- (2) いじめの原因に虐待や精神疾患等が疑われる場合は、児童相談所等に通報し相談する。
- (3) 東京都教育相談センターの「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用し、法的な観点から問題の有無を確認する。また、生徒の精神的動揺が想定される緊急事態が発生した場合には、心理職である「専門家アドバイザースタッフ」の派遣を要請し、生徒に対し得ての心のケアを行い、二次被害等の発生を防止する。

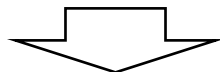
4 保護者・地域との連携

- (1) 荒川区教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、状況や学校の対応を説明する。
- (2) P T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。
- (3) 民生・児童委員等の地域人材と連携し、地域での見守り、巡回を依頼する。

4 「いじめ防止等対策委員会」を核とした対応と役割分担

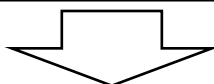
未然防止

- 学校いじめ防止基本方針の策定（全員）
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行（生活指導主任）
- いじめに関する校内研修の計画・実施（生活指導主任・研修主任）
- 道徳を中心とした人権尊重教育（進路指導主任・道徳主任）
- 生徒会活動を中心としたいじめ防止活動（生活指導主任・学年主任）
- 学校評価による検証と基本方針の見直し（管理職・主幹・生活指導主任）



早期発見

- 定期的な個人面接（学年主任・SC・支援員）
- スクールカウンセラーによる教育相談・1年全員面接
（1年学年主任・特別支援コーディネーター・SC・支援員）
- 学校生活悩みアンケートの実施・分析・活用（生活指導主任）
- 情報のファイリング及び共有化（主幹・学年主任）
- 学校だよりなどの広報活動（管理職・学年主任）
- 校内巡回の計画（生活指導主任）



早期対応

- 速やかな対応策の検討・実施（全員）
- 緊急いじめ対策会議の開催（管理職・主幹）
- 被害生徒の安全確保、メンタルヘルスケア（学年主任・養護教諭・SC・支援員）
- 加害生徒への指導、支援など（生活指導主任・学年主任）
- 関係生徒の安全確保、メンタルヘルスケア（学年主任・養護教諭・SC・支援員）
- 保護者や地域連携による見守り（管理職・生活指導主任）

重大事態への対処

- 区教育委員会への報告と連携（管理職）
- 緊急いじめ対策会議の開催（管理職・主幹）
- 被害生徒の安全確保、緊急避難措置など（生活指導主任・学年主任）
- 加害生徒への指導、懲戒や出席停止（生活指導主任・管理職・区教育委員会）
- 警察・児童相談所への相談・通報（生活指導主任・学年主任）
- いじめ対策緊急保護者会の開催（管理職・主幹）
- 重大事態調査委員会との連携・協力（管理職・主幹）